

平成26年第2回竹原市議会定例会会議録

平成26年6月20日開議

(平成26年6月20日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	堀 越 賢 二	出 席
4	川 本 円	出 席
5	井 上 美 津 子	出 席
6	山 村 道 信	出 席
7	大 川 弘 雄	出 席
8	道 法 知 江	出 席
9	宮 原 忠 行	出 席
10	片 山 和 昭	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	稲 田 雅 士	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
総 務 課 長	塚 原 一 俊	出 席
情 報 化 推 進 室 長	塚 原 一 俊	出 席
企 画 政 策 課 長	福 田 吉 晴	出 席
財 政 課 長	沖 本 太	出 席
税 務 課 長	向 井 聡 司	出 席
会 計 管 理 者	前 本 憲 男	出 席
会 計 課 長	前 本 憲 男	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	広 近 隆 幸	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ く り 推 進 課 長	國 川 昭 治	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	堀 信 正 純	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	博 庄 八 郎	出 席
福 祉 課 長	平 田 康 宏	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	細 羽 則 生	出 席
産 業 振 興 課 長	桶 本 哲 也	出 席
商 工 観 光 室 長	向 井 直 毅	出 席
建 設 課 長	大 田 哲 也	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	有 本 圭 司	出 席
上 下 水 道 課 長	沖 谷 秀 一	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	久 重 雅 昭	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	九 十 九 邦 守	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

付議事件は下記のとおりである

- | | | |
|--------|------------|--|
| 日程第 5 | 報告第 5 号 | 竹原市税条例等の一部改正について |
| 日程第 6 | 報告第 6 号 | 竹原市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第 4 1 号 | 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて |
| 日程第 8 | 議案第 4 2 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 議案第 4 3 号 | 竹原市税条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 10 | 議案第 4 4 号 | 竹原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 11 | 議案第 4 5 号 | 平成 26 年度竹原市一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 12 | 議選第 1 号 | 竹原市農業委員会委員の推薦について |
| 日程第 13 | 発議第 26-3 号 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案） |

午前10時00分 開議

議長（稲田雅士君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第5

議長（稲田雅士君） 日程第5，報告第5号竹原市税条例等の一部改正について事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 報告第5号竹原市税条例等の一部改正について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市税条例等の一部を改正し、同日から施行する必要が生じたため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

その主な内容といたしましては、まず、市民税につきましては、肉用牛の売却による事業所得及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例について、適用期限を3年間延長する措置を講じるものであります。

次に、固定資産税につきましては、公害防止用設備、浸水防止用設備及びノンフロン製品について、課税標準の軽減措置を条例で定めることとされたことに伴い、必要な措置を講じるものであります。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定による要安全確認計画記載建築物等について、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に耐震改修が行われた場合に、当該耐震改修が完了した日の翌年度から2年度分の固定資産税の2分の1に相当する額を減額する措置を講じるものであります。

何とぞ、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

日程第6

議長（稲田雅士君） 日程第6，報告第6号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について事務局職員から報告文を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から報告理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 報告第6号竹原市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、竹原市国民健康保険税条例の一部を改正し、同日から施行する必要があるため、地方自治法第179条の規定により、同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、御承認をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に、介護納付金課税額に係る課税限度額を現行の12万円から14万円にそれぞれ2万円ずつ引き上げるとともに、低所得者に対する軽減措置の拡充としまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗じるべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げる措置を講じるものであります。

何とぞ、御承認のほどよろしくお願いを申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） ただいま市長の提案があった国保税の市税条例の提案について、1点だけ伺っておきたい。それは2件にわたっての課税限度額の引き上げと、それと低所得者に対する軽減措置の拡充ということがありました。

それぞれ影響額についてちょっと説明を願いたい。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

税務課長。

税務課長（向井聡司君） このたびの限度額の引き上げによる影響を受ける世帯でございますが、平成25年度のデータをもとにいたしますと、高齢者支援分につきましては88世帯、140万円。介護納付金分につきましては75世帯、120万円となっております。引き上げによります影響額は260万円と試算をしております。

次に、軽減による影響でございますが、5割軽減の対象世帯は318世帯から627世帯、309世帯の増となる見込みでございます。2割軽減の対象世帯から移行したものと考えられます。2割軽減世帯は858世帯から626世帯、232世帯が減少いたしますが5割世帯に移行したものだと思われま。新たに2割世帯に入られる世帯が77世帯と見込んでおります。軽減されます保険税は全体で920万円を試算をしております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 今のそれぞれ影響額を伺って、本来私は課税限度額の引き上げには反対の立場なんです。が、制度上の関わりで軽減措置の拡充ということが今説明がありました。920万円でしたか、900万円を超える軽減措置ということで、本来別々の議案なら私も明確に態度をそれぞれしますけれども、今回はこの議案については反対という立場はとりません。

そこで、総務省がこの国保税の課税についていろいろ調べまして、私も3月議会でもこれまでもいろいろこの負担の軽減を図る必要があるということをする申し上げてまいりました。それで、これは総務省が調べた市町村民税課税状況に基づいて、国保の減額世帯といえますか、今先ほど説明がありました法定減額といえますか、それは7減、5減、2減、こういった法定減額という措置があります。この総務省の調べでは、これは全国の例ですけれども、全国で国保の減額対象者が885万世帯、その加入世帯の43.7%。こ

れが今の全国的に見たら国保加入者の44%弱が軽減対象となっているという現実がある訳です。

それで、先日担当者にいろいろ私も竹原市の場合はどうなのかということもちょっと調査させてもらって、竹原市の先ほど軽減世帯の数が報告ありましたから、今回の改定によって軽減の影響額というのは920万円ぐらいあるよということでした。そこで、7割と5割と2割、それぞれこれは法定減額とってますけれども、軽減措置が図られて竹原市の場合には減額対象者がどれだけいるかということをやちょっと計算してみますと、竹原市の加入世帯が5,193世帯ありまして、その軽減対象世帯、7割、5割、2割、この全部を含めてですけれども、2,723世帯あるという数字が頂けました。要するに竹原市の中で見ても、国保税加入者の52.4%、半分強が軽減対象世帯になっている訳です。ですから、国の分と少し違いますけれども、国は4割ちょっとということでした。そこで、法定軽減されている7割、5割、2割とあって、7割の軽減対象世帯は先ほど竹原市の数値も言われましたけれども、これが同じく先ほどの総務省の調査によっても、減額対象者の中の7割減、これは基礎控除の所得が33万円以下が7割減の対象世帯になります。ですから、極めて低い所得といいますか、ということで私は指摘したいんですけども、先ほど言った国の指摘でも軽減対象世帯の中の7割減額の世帯というのは64%に当たるんだと、これは国の全体の率ですけど。それで、竹原市の場合を調べましたら先ほど7割減の対象の世帯の割合は64%くらいですかね。こちらになるんですか。7割世帯の分は、失礼しました。64%というんじゃないくて、先ほど竹原市の軽減対象の全体が52%余りと言いました。その52%の中の7割が軽減対象者、所得が33万円以下、これは同じなんですけれども、竹原市の場合で見たら7割減額対象者の人が28%、1,470世帯あるということでもあります。それで、わかりやすく言うと2人暮らしで7割減の人が年金暮らしではどうなるんかというんがちょっとわかりやすいから、試算なしの例なんですけれども、2人の高齢者の方の年金暮らしというふうに考えてもいいと思うんですが、2人の場合で月額にすれば年金月額12万7,500円の二人の暮らしの人が33万円以下の7割減の対象者になります。ですから、この人の保険料が月額2,858円という試算になります。ですから、竹原市の分で2人暮らしの7割減の対象者というのは年金でいうと月額12万7,500円ですと、保険料が月額2,858円になりますよと、これは試算なしの割合です。

ですから、こういった状況で、ある学者の人はこれだけ低い所得の状況があるんだか

ら、本来は国の制度で国が見て私からしたら全部7, 5, 2対象なんか減額してほしいけども、少なくともこういう7割減の人なんかは特に低いで優先順位から見ても公費負担で全部やってもいいんじゃないかというようなぐらいの、それは国の責任の問題ではそういう学者の方もおられました。実際、月額2人で12万7, 500円という年金収入というのは竹原市の場合の生活保護を受けた場合、家賃を入れても11万円ぐらいになると思います。ですから、実質この2人暮らしの年金収入の人が12万7, 500円でそこから家賃を払うというたら、実質はもう生活保護以下の生活を強いられるというのが実態なんです。

ですから、今日はこの分で私は国の制度を今回拡充されたということは大変いいことで、反対する議案ではないんですけれども、私が言いたいのは、こういった7割軽減したとしてもこういった今の保険税、竹原市の保険税の人は7割の対象の人の月額保険料は2, 800円になりますよということで、憲法の生存権から見ても大変なんじゃないかなということで、例えば今竹原市の申請減免というのがありますけれども、具体的なそういう申請減免を拡充してこういう人を救うことができるのか、いろんな手段があろうかと思うんですけれども、何らかの形でこれを私は少なくとも2, 850円になる、そこを全部ゼロにしてくれという考えを持ってますけれども、それはどこまでできるかはいろいろ協議の場等も要ると思うんですが、考え方としてこういった7割の決まった法律の中での決まった減額した結果の人の保険料というのは2人暮らしで年金生活、これだけ保険料要りますよと、これを今考えないといけないんじゃないか。だから市としての、1円でも2円でもと言うたらちょっとあれかもしれませんけど、少しでもこういう負担軽減を図るための、国が考えるのは当然なんだけれども、国が考えてくれなかったら放っとっていいんかということをお私言いたいんで、是非、市としても1円、2円と言うたら細かいことになるかもしれないけれども、少なくともという意味での表現なんですけれども、負担を図る、軽減を図る、こういった施策を今からでも考えないと大変なことになるということで是非軽減の方向を、市独自の申請減免というのがありますけれども、その拡充でこれが対応できるならそうしてほしいし、何らかの別の対応が要るんならそういった対応で具体的にこういう2人暮らしの7割の対象者の保険料、そこを少しでも軽減するような施策が要るんじゃないかということについて市長にちょっとお尋ねしておきたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 竹原市の減免制度についての御質問であらうかと思えます。

国民健康保険税の減免に関する規則第2条第3号につきましては、国民健康保険税の算定が前年度の所得を基礎としていることから、失業や廃業などの急激な担税力がなくなったにも関わらず国保税の負担額が大きい方は納付が困難な状況となる場合があるため、そうした方を救済するために設けられているものと認識をしております。

恒常的に所得が少ない方につきましては、7割、5割、2割の法定軽減が適応されますので、一定の軽減が図られているものと考えております。

いずれにいたしましても、減免制度による救済は、減免適用者以外の納税者において不公平感を生じないように運用する必要があるため、より多くの被保険者の方の御理解が得られるような形で制度設計をする必要があると考えております。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 最後に指摘したいと思うんですが、先ほど課長の説明があつて、私が今言ったような市の条例で法定減額という形で拡充してということが今、救済できるのかなという分がちょっと明確な答弁がわかりにくかったんですけども、是非対象にならないんならば、1円でも2円でも軽減してほしいという切なる思いを込めて私は本当に今考えなくてはいけないということでこういう申請減免、市民の負担軽減を図る具体的な軽減措置を是非早急に実施の方向で検討してもらいたいという指摘にとどめたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は報告のとおり承認することに決しました。

日程第7

議長（稲田雅士君） 日程第7，議案第41号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第41号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて，御説明申し上げます。

本案は，竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち三永恵子委員が平成26年9月30日をもって任期満了となりますので，その後任委員として同氏を引き続き推薦いたしたいと考え，人権擁護委員法第6条第3項の規定により，議会の意見を求めるものであります。

三永氏は，地元女性会を中心に活動しておられ，地域社会の実情に通じ，住民の信望も厚く，常に住民の福祉の向上のため熱意を持って活躍されており，人権擁護委員として適任であると考えます。

何とぞよろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって，本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（稲田雅士君） 日程第8，議案第42号工事請負契約の締結についてを議題といた

します。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第42号工事請負契約の締結について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、忠海地区小中一貫校新設工事の請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この工事は、現忠海中学校において、一体型小中一貫校を設立することに伴い、忠海中学校の校舎、屋内運動場等を小中一貫校としてふさわしい施設に整備するものであります。

主な工事内容としましては、小学校棟の増築、既存校舎及び屋内運動場の耐震補強及び改修、また、小学生遊具の設置、バックネット移設等の外構工事等となっております。さらに、柔剣道場横には、小学校の放課後児童クラブを新たに建築いたします。増築する小学校棟の構造及び規模につきましては、鉄筋コンクリート造2階建て573.10平方メートルとし、普通教室を4部屋と特別支援教室を2部屋確保いたします。内装につきましては、既存校舎も含め、床や腰壁にできる限り木材を利用し、児童・生徒に良好な学習環境・生活環境を提供できるように配慮いたします。

契約の方法につきましては、指名競争入札とし、本年4月17日に開催した指名業者選定委員会において、本工事の指名業者に選定することができる要件を満たす業者の中から、広成建設株式会社、創建ホーム株式会社、大之木建設株式会社、株式会社共立、三和鉄構建設株式会社、広島菱重興産株式会社、株式会社鈴木工務店、福井建設株式会社、株式会社セイム、広電建設株式会社、株式会社栗本、錦建設株式会社、株式会社堀田組、株式会社鴻治組、山陽建設株式会社の15社を選定いたしました。

これらの15社のうち、入札を辞退した6社を除く9社による指名競争入札を本年5月14日に執行したところ、落札率88.89%で、山陽建設株式会社が落札したものであります。

契約金額は、落札額に消費税相当額を加えた10億4,220万円であります。

工期につきましては、完成期日を平成27年7月31日と定め、教育委員会、学校現場と連携を密にし、安全を確保すべく厳正な管理・監督を行い、工期内完成に努めてまいり

ます。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 議案42号は、先ほど市長の提案説明がありましたように忠海地区の小中一貫教育、この導入に伴う学校教育施設の整備、工事請負契約という提案であります。これが目的にされております工事請負契約でありますので、確認を含めてまず第1点目、教育委員会と市長に確認を求めておきたいと。

学校教育、小中一貫教育導入そもそも論に触れるんですけども、私は今年の12月議会と新市長になってから3月議会でこの問題を取り上げて市長の地方紙における公約、それとの関係をただしました。それで、3月議会では市長の答弁のポイントなんですけれども、直接保護者の声を聞く機会があつて、この小中一貫校の設立については期待と不安があるよと、保護者の中に。ですから、関係者との対話を重視し、一層の信頼関係を築き上げながら前へ進めたいという要点ではなかったかと思うんです。それで、教育長にお尋ねしておきたいのは、去年の12月にも今年の3月議会にも言いましたけれども、いろいろ地域と一体となって進めなくてはいけない、小中一貫教育は。ですから、教育委員会と子どもたちはもちろんだけれども、保護者や先生方やそういった方が本当にこの小中一貫教育導入について腹に落ちるといいますか、納得できるといいますか、そういうところまであつて初めて信頼関係を築く、それを基礎のもとに本当にすばらしい教育、子どもたちの成長、人格形成ができるというふうに思うんです。ですから、先ほど市長がこの3月議会で言われたような不安と期待があるのは知っている、ですから一層のそこの話し合いを進めたり……。

議長（稲田雅士君） 13番さん、今の議案では工事請負の契約についての質問ですので、議題ですので、その点をよろしくお願いします。

13番（松本 進君） わかりました。ですから、そもそも論でPTA保護者の同意は3月議会、12月議会で申し上げました。ですから、教育委員会としては具体的にどういう取り組みをして保護者が反対だったのが今は賛成になつてるよと、そういった報告をもとに市長に提案をちゃんとしたんかどうかということを知りたい訳ですよ。

市長に対しては、教育委員会のそういう取り組みの報告を受けて、西小の保護者のPTAの人は反対だったけれども3月議会から今までの取り組みの中で賛成に理解を得ること

になったと、だから心配要らんよと、そこだけはきちっと確認しておきたいということが1つです。

それから2つ目は、この工事の指名競争入札で先ほど市長が経過も説明されてありました。私は公正な入札執行の担保、そういった面からどういった担保されているのかなと、公正担保執行が。という点から1つは聞いてみたいということで、まず第1点目には先ほど市長の提案理由にもありましたように、指名は15社指名して、ふたをあけたら6社が辞退だったと。結局は9社で指名競争入札をしたと、そこから先ほどの会社が決まると、落札したということでありますけれども。一つ、市の入札規定の中に設計金額がそれぞれあって、例えば3億円以上でしたら12社以上で指名しますよと、その中から決めますよということがあって、確かに12社以上ということで15社を選択されて指名されて6社が辞退となっているということでは、私から見たら12社以上という一つの規定があるんだからこの一つのルールは守って、その中での競争といいますか競争入札することによって本来の公正な競争といいますかルールに基づいて競争して、A社ならA社に落札するというのが本来のルールと思うんですけども、それから見ても6社辞退したら市の規定の12社以上にはなりませんよね。いろいろ読んだら2社以上は可能だというようなことも規定には書いてありますけれども、1つはそれではだんだんだんだん辞退が増えれば増えるほど、その競争性が劣化する訳ですから本来の12社以上というんが規定がある訳ですから、こういった大きな工事についてはそういった原則を守っていかないといけない。原則以下だったら再入札をするということが私は公正な入札執行の原則ではないかなという点から見て、今回の入札結果、市の規定から見たら3億円以上は12社以上。しかし、執行でふたをあけた段階では9社しか参加されていない、その結果をどうお考えなのかをまずこの1点ちょっと聞いておきたいし。

それから2点目として、これはいろいろ公共事業の議員の兼職禁止なんかいろいろ係ると思うんですが、そういった分の例からも質問したいと思うんですけども、指名入札が竹原市は行われているから入札参加する業者の資格を審査するということをしなくてはいけません。その規定がありますけれども、この入札問題で2点目に聞きたいのは、市の審査会のメンバーがおられます。それと今回は15社指名してる訳ですから15社の指名があります。辞退はちょっと別として、15社指名されている。そこで、私は市の審査会のメンバーと15社の人的な関係のことをちょっと率直にお尋ねしたいんです。だから、私は公正な入札のためには市の審査会のメンバーと今回指名された15社の中の間人間関係

で2親等，広く言えば3親等までの方が入っている会社は除外しているというふうに認識していいのかどうかをこの入札問題で2点目としてお尋ねしておきたい。

それから，3点目は電子入札のことについてであります。ちょっと私も不勉強でこの間担当者と話して，ああそうなるんかというようなおぼろげながらには説明を受けたんですけども，あれが古い入札方式となるんでしょうか，現在もやってると思うんですが，紙の入札といいますか，入札者は入札執行日，いろいろ段取りはありますけれども，いつやりますよと決めて，そこに参加者がおって，その参加者を確認してじゃ今から応札しますよということで入札執行しますよね。それでルールに基づいて第1回目で決定できればそれを公表するというので，その場でやりますよね。それが原則だと思って私もそうかと思ってたんですが，電子入札ではこの資料にあるように入札の時間が2日間ありますよね，これを見ますと。私はそこらをちょっと説明して頂きたいところの中心なんですけれども，忠海地区の今回の公共工事での入札受け付け日時というんがあって，平成26年5月12日から始まって，9時に始まって，26年5月13日16時，要するに2日間この電子入札の入札する，応札する機会がある訳です。ですから，私もわかりにくいんですけども，先ほど紙による応札はその場で入れてその場で確認するといいますか，ルールどおり決まればA社が決まりましたよと落札しましたよということで開札されると。しかし，この場合は開札日は決まっているんでしょうけども，2日間の時間があって公正な入札の担保というのはどこにあるのかなと，どういうことがあるから2日間あっても大丈夫だと，公正な入札といいますか適切な入札が担保されているということになるのか私にもわかるようにちょっと説明をして頂ければなというふうに思った次第がこれが電子入札のことです。その際に今回は結果的に1回で落札者が決まっておりますけれども，決まらなかった場合は第2回というふうに電子入札でやる場合はどうなるのかということも含めてちょっと聞いておきたいし。

これは4点目になりますが，この予定価格というのは11億円弱ですけども竹原市としては大きな工事ですよ。ですから原則私もできるだけ竹原市内の業者にならないのかなと，工事請負ができないのかなという面ではこれだけの金額11億円，12億円の金額では市内の業者は数，請け負う人はなかなか少ないという厳しさもあるから，いろいろコストの面があるというのは重々承知なんですけれども，普通11億円，12億円という大きな金額であれば分割発注して，できるだけ市内業者の受注確保，仕事を確保するよという配慮をすべきじゃないのかなと。JVとかいろいろ取り組みは聞きましたけれども，そ

れでは不調に終わってこういう結果ということでしょうから、全く努力をしてないという言い方はしませんけれども、本来、わかりやすく言えば分割発注して確かにコストはかかります。しかし、コストがかかっても市内業者に発注の機会をつくるんだと、それは今の景気の状態の中でどんどんやってもらおうと、仕事を市内の業者にしてもらおうということを考えた場合は、コストは放つとっていいとは言いませんけれども、分割発注すればそれだけコストはかかるというのは誰もが知ってることなんですけれども、そういうことをあえて選択肢の一つにすべきじゃなかったのかなということで、初めから聞くところではJVの検討はしたけれども、こういった分割発注で市内業者の確保をするということは何か聞いてないから私の聞き間違いかなということで、検討されたんかどうかを含めて、その場合はコストがどんくらいかかるのかなということを含めて検討されていれば、市内の業者への受注確保という具体的な取り組みについて聞いておきたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 1点目の質問は、工事請負契約の議題に適さないので答弁を省きます。

順次答弁願います。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） この度の工事請負契約の締結につきまして4件ほど御質問頂きましたので、順次答弁させて頂きたいと思えます。

まず、1点目の御質問でございます。入札執行に当たって15社指名して結果9社の応札であったと。競争性が損なわれているのではないかと御指摘でございます。

本市の入札の手續といたしましては竹原市建設工事指名競争入札参加資格及び指名選定等に関する規定に基づきまして一定の選定基準に沿って業者を選定し、それぞれの業者へ入札についての案内をまず行っております。その後、それぞれの業者が一定期間仕様書の閲覧を行い、入札書受け付け開始から入札書締め切り日時において、電子入札の方法により応札を行っているというものでございます。

開札時におきまして辞退している業者がある場合もございますが、当然これは指名を受けた業者の諸事情によって辞退を判断されるということございまして、結果として辞退する業者が出た状況となったといたしましても、入札に参加する業者さんはほかの業者が辞退をするということとはわからないということがございますので、入札額決定に関して影響を受けることはない。そういったことを考えますと、当初指名した業者が全て入札しないことをもって競争性が損なわれるものとは考えてはおりません。

2点目の御質問でございます。入札参加の資格審査で縁故関係の御質問でございます。

本市におきましては、その審査会につきましては先ほど申し上げましたように竹原市建設工事指名競争入札参加資格及び指名選定等に関する規定の第4条で資格審査会の組織といった形で定めをしております。副市長，総務部長，建設産業部長，財政課長，建設課長，その他市長が指定する者という形で資格審査会を組織すると。その中で登録について審査をするという形になっております。この入札参加資格の認定が必要な理由というんですか，そういったことですが，本市におきましては指名競争入札の制度を採用しているというところで，入札における指名を希望する業者につきましては，まず競争入札参加資格審査申請を本市に対して提出して頂いて，建設業法の許可ですとか経営事項審査の状況，年間平均完成工事高，市税等の滞納の有無などの確認を経まして入札参加資格の認定を受ける必要があることとしております。このことにつきましては地方自治法施行令第167条の4の規定に基づき，地方公共団体の契約の相手とすることが不適当な者を競争入札に参加させることができないと，そういった規定に基づいて義務づけているものでございまして，業者さんにおきましてはこの認定を受けることにより指名を受ける前の第一の段階として入札への参加が可能となるというものでございます。入札参加資格の認定における審査におきまして，縁故関係に関する情報は必要としておりませんので通常知り得ることができる範囲外の状況についてはその中では把握はできないという状況となっております。

続いて，3点目の電子入札についての御質問でございます。2日間の応札期間を設けているということに関する御質問でございます。

この取り扱いにつきましては，竹原市電子入札実施要領第6条第1項第1号によりまして，入札書の受け付け期間は原則として連続する2日間と，そう定めており，開札日の前日2日間と規定をしております。こうした規定のある趣旨といたしましては，システムトラブル等があった場合の対応に必要な時間的余裕を与えるものと認識しているところでございます。この電子入札を行った結果，落札者がいなかった場合どうなるのかということですが，落札者が出るまで3回入札を繰り返すという形になっております。

それと，この度のこの工事の施工に当たって分割発注の検討はしたのかどうかというところの御質問でございます。

分離発注をして，結果的に建物別また業種別に施工する業者が複数となった場合，狭い現場内に異なる業者が入ることになって業者間の調整が必要となるなど，工程がスムーズ

に進まなくなるようなリスクが生じると考えました。また、全国的に入札不調が多発するなど入札環境が厳しい中で各工事で技術者が必要となる分離発注とした場合、落札の可能性についても非常に厳しいだろうと、そういった予想をしておりました。そうした中で忠海小中一貫校の新校舎の供用開始予定につきましては、平成27年9月としておりました、それに間に合わせるために必要な工期を確実に確保することができるように可能な限りリスクは排除したいという、そういった考え方から分離発注ではなく一括発注とさせて頂いたものでございます。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 先ほどの議長の取り扱いですね。私はやっぱりそれは問題があると。なぜかという、この提案そのものが小中一貫教育の導入に係る工事請負契約ですから。ですから、まだ未整理のままの一番肝心の保護者の声とか地域が一体で進めるための保護者の声を曖昧にしてから次へ進むなどもってのほかだよ、本当に。だから、そこは私は厳しく議長そのものにかんと抗議しておきたいと思います。

それから、入札そのものについては、いろいろ質問しました。1つは入札の数、もう一回聞きたいのは3億円、12社、これ何のためにやってるんかということですよ。だったら無理に、2社以上で決めればいいじゃないですか、そんなでやるんなら。この条例の中でも12社決めて最終的には2社で1人はだめだけでも2社は競争性があるからと書いてあるんだから。わざわざ3億円以上は12社以上ですよとか1から3は9社以上ですよと書いて書く必要ないじゃないですか。何のために3億円以上の大きな金額は何のために12社以上を決めているんかと、確かにあけたら9社だったという結果はありますよ。ですからその時はまたもう一回再入札をすればいいというんが私の思いがあるんですけども、ここで再質問としては、金額で3億円以上、12社以上指名するというのをなぜそういうことをしてるんかと、2社以上でもいいんなら2社で無理に決める必要がないんじゃないかというんが私は思いがありますからそのことについて再質問しておきたい。

それから、先ほど言った指名資格があるかどうかの審査の分で、あえて私も聞きましたらこれは議員との関係も、議員と公共事業の関係とかいろいろあって2親等なり3親等なりそういった親族の経営する分は議員の場合、そういう関係者との公共事業の関係はいけませんよというんがいろいろ倫理上の問題としてあります。ですから、こういった一つの大きな、小さいからということだけではないんですけども、こういった大きな事業の場合で市が発注する全ての請負契約、そういった入札に関わって人との関わりがいろいろグ

レーズンといいますか、そういった灰色があってはいけないと思うんです。ですから、そういった公正な入札執行の担保をするという面ではそういう関係者が市のこういった資格審査のメンバーとつながりのあるような15社の、この場合は15社ですけども、その中に2親等、3親等までの縁故関係があれば除外するというふうに私は適正ではないのかなと思うんですけれども、それが市の規定では確かにありません。だからないからいいのかという思いとは違って、再質問としてこういった縁故関係があることについては市としてどう考えるのかと、いいのか悪いのかと、簡単にお答え願いたい。

それから、電子入札の2日間の規定と、これは今規定がされてるんでしょうけれども、私がうがった考えといたらちょっと語弊があるかもしれませんが、普通はさっき言った紙の応札の場合はその場で確認してその場で入れると、あとは開札するということで、それはそこへいくまでにいろいろ、今までは談合とかいろいろ報道されたことがありますけれども、そういうことがあってははいけませんけれども、一つのそういう仕組みとしてはそこで応札して開札するということがありました。しかし、今度は2日間ある場合はトラブルということがありましたけれども、それはちょっと別の分で同時の電子入札にしても同時で執行するというんですか、応札するということができないということにはつながらないんじゃないのかなと思うんですが、なぜそこまでこだわるかという、先ほど言った紙の応札の場合はその場で確認してその場で応札する、そこで開札して決めるということですから、電子入札の場合は、たまたまAさん、Bさん私が知ってって、こういう言い方がいいんかわかりませんが、Aさん、Bさん業者がたまたま知った人の業者だった場合で公正な入札がちょっと担保できないんじゃないかなという大変危惧がするものですから。ですから、電子入札の場合においても同時に決めて電子入札で応札をすると、それはトラブルが起こればまた機械でやるというのは当然のことでしょうけども。ということが何か可能じゃないかなと思いますけれども、そういったことは改善、市の規定では2日間できるよということになってるんでしょうけれども、そこが私は2日間置いた場合はそういう公正さが担保できないんじゃないかということの危惧に対して改善の提案を同時入札、応札することもできるのではないかと、そういったことを提案している訳ですから、そのことについてお尋ねしておきたい。

それから、次の分割発注についてなんですけれども、これは具体的に検討されてこれだけリスクがかかった、だからやっぱりやめたんだというその具体的な内容が、当初11億円余り、12億円余りだったと思うんですけれども、その分の予算上の分で具体的に何分

割してそういう検討したけれども、これだけコストが高いとか場所が狭くてだめなんよとかという具体的な中身を簡潔でいいですから説明して頂きたいというふうに思います。

議長（稲田雅士君） 財政課長。

財政課長（沖本 太君） まず、4点ほどまた御質問頂きました。

まず、1点目の指名選定する業者数を定めている理由ということでございますが、公共工事についてはやはり原資が税金ということを考えますと、一定の競争性の中で行われるということが必要でございますので、指名競争者数を一定の競争が担保できるような形で執行できるような意味で指名選定者数を定めているものと考えております。

それと2点目の御質問でございます。

縁故関係に絡んで、公正な入札執行についてという御質問でございますが、入札参加資格の認定における審査におきましては縁故関係があることをもって認めないと、そういった法的な制約はないと認識をしております。しかしながら、入札に参加させる指名選定におきましては、先ほども申し上げましたように公共工事は原資が税金であることを考えますと、市民の方から疑義が生じることや誤解を招くことがないようにすることが必要であると、そのように考えております。

それで3点目の御質問でございます。

電子入札で不正が入り込む余地があるのではないかと御指摘でございます。繰り返しになるんですが、公共工事については原資が税金であるということ踏まえまして、実施に当たっては住民の方の理解と信頼のもとに進める。そういったことが重要でございます。住民の疑惑を招くことがないように適正に実施することが強く要請されるものであると認識をしております。したがって、入札の執行に不正が入り込むことは許されないことであり、発注者としては不正を排除するための仕組みづくりに努めることは非常に必要であると考えております。一般的に談合は入札参加者が入札に参加するメンバーを事前に知ることによって可能になると、そのように言われておりますが、本市におきましては指名選定業者について開札するまでは当然公表はしておらず、また指名選定業者がお互いに顔を合わせる機会ができることなく入札を行う電子入札の導入によりまして、一定の不正防止を図っているものと考えております。

4点目の分割発注の具体的な内容でございますが、これにつきましてはちょっと繰り返しの答弁にはなる訳ではございますが、あくまでも忠海小中一貫校の新校舎の供用開始予定が平成27年8月とお約束をさせて頂いている中で、それに間に合わせるために必要な

工期を確実に確保することができるように可能な限りリスクは排除したいという考え方から分割発注ではなく一括の発注とさせて頂いたものでございます。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 3回目の質問になる訳ですけれども、何のために3億円事業の工事で12社以上指名するんかということは誰が考えても一定の競争性が必要だからです。だからそれが、この規定の中にはあけたら2社までは、1社は無理だけれども2社は競争性があるというような一定の書き方をしてますけど、そこは市民の理解を得るためにはわざわざ3億円以上は12社以上と書いてある。しかしいろんな事情で開札したら9社しかおらんかった、6社が辞退しとった。ということは結果としてある訳ですから。だから、そこは原点に戻って私はあくまでも競争性の確保を担保できると。そのところの事務執行をしないと色々なやっぱり2社でもいいということになって、現実にはそう書いてありますから、2社やったこともあります。ですから、ここは誰が考えてもそういう本来の競争性からだんだんだんだん劣化していることは間違いない訳であって、本来のところに戻ったこの執行をすべきじゃないかという面では研究が要るんじゃないかというふうに思います。

それと縁故関係でちょっとくどいようですけれども、理解していいのは今回の中には確認できんけれども、そういった2親等以外の方が今の業者の中に15社の中にいるということが後でわかった場合はそれはおかしいよというふうに理解していいんでしょうね。その2点目。

それから、電子入札の件で誰が参加するかというのは公表してないということがあったけれども、それは市の職員の守秘義務の厳守ということは私は前提ということで理解しますけれども、指名選定の職員がこの条例では何人かおられますから、ここを疑えば切りがないということになるんでしょうけれども、是非その情報が漏れるということはないというんが今の課長の前提で電子入札が執行されているということですから、その担保が私はちょっとわかりにくかったものですから、そのためには同時入札、これは機械的にできないんですか、技術的にできないんかどうか、電子で。さっき言った紙でやるような同時での電子入札の執行は不可能なんかと、技術的に。そこをもう一回確認をしておきたいと思うんです。

それから、最後の分割発注の件です。

結果的には期限があったから十分検討していないよという答弁の趣旨と一緒にですね、今の答弁は。ですから、これでは市内業者の仕事を確保という面から見て私はもう少し丁寧に市内の業者の仕事を確保するという点ではもう少し親切丁寧に対応すべきじゃないのかなど。本来は期限とあれがあるから結果的には、私は具体的に聞いたんだけど、具体的な答弁が返ってきませんよね。分割発注、具体的にどういうふうに検討したんかと聞いたら期限があるからそこを優先するからということでしょ。ですから、私はこれではちょっといけないんじゃないかなと思いますので、今後のこともありますから、そういったことは一応公表できるように、分割発注したけれども具体的にこういうコストが高いこういう場所が困難だ、だからJVもやった。しかしそれがうまくいかなかった。ということで説明の段取りが要ると思うんです。それがなくてこういうことになってということでは市民の理解を得られないと思いますので、その点について見解どうでしょうか。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

財政課長。

財政課長（沖本 太君） それでは、御質問を頂いたことにつきまして御答弁申し上げたいと思います。

競争性の確保についてということで御指摘を頂きましたが、一番最初の答弁でも申し上げましたとおり、結果的に開札時において辞退している業者がある場合は確実にあります。当然これは指名を受けた業者さんの諸事情によって業者さんが判断をされることであります。結果としてそういった業者さんが出た状況となった場合について、他にちゃんと入札に参加された業者さんは他の業者が辞退するかどうかかわからないということがございますので、入札額の決定に関しまして影響を受けることがないことを考えますと当初指名した業者が全て入札しないことをもって競争性が損なわれるものとは考えておりません。

それと2点目が縁故関係の資格認定についてですが、これも繰り返すにはなるんですが、入札参加資格の認定における審査においては縁故関係があることをもって認めないと、そういった法的な制約はないと、そのように認識をしております。

それと電子入札に伴う不正の排除ということでございますが、我々はもちろん地方公務員法で定められるとおり、守秘義務というんですか、秘密を守る義務というものが定められておりますので、それを適切に遵守する中でこういった入札の執行事務に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

それと同時入札はできないのかという御質問でございますが、これも一番最初に御答弁申し上げたんですけど、2日間のその期間を与えているその趣旨については電子機器を利用する入札事務でございますので、システムトラブル等があった場合の対応に必要な時間的余裕を与えるものと、そういったことで2日間の期間を与えているものと考えております。

あと分割発注について市内業者への発注についてはこれまでも選定の基準を満たさない場合を除きまして優先的に地元業者を選定することによって受注機会の確保を図っており、入札を通じて業者の育成及び雇用創出等に今後も努めてまいりたいと、そのように考えております。よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 松本議員からは工事請負契約の締結に係ります入札事務の執行についてる御意見を頂きました。

本件については、まず法的には建設業法といった法律がございます。その建設業法を初めとした本市における規則あるいは要綱、これらに基づいて入札の事務の執行を行っているところがございます。それで、基本的にはこの入札事務の執行に当たっては公正・公平、これを原則とするということが1点、そしてこの公共工事はできた施設がいわゆる適正な品質あるいは良好な品質、これらを確保するということが市民への利益につながるということでございますので、それなりの実績あるいは信頼関係、こういったものがこの契約に必要ではなかろうかということでございます。そういったことも含めて、今後におきましてもこういった入札の事務の執行に当たっては、これまでどおり適正に執行してまいりたいということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私はこの議案に反対をしたいと思います。

この工事請負契約の最大の目的は忠海地区の小中一貫教育を導入する、そのための学校教育施設の整備工事請負契約であります。

私が最初に質問しましたように、こういった小中一貫教育の導入ということは地域関係者とりわけ保護者や子どもたちや先生方と特に教育委員会、竹原市、こういったとこの信頼関係が大前提だと思うんです。そのためには保護者から出されている小中一貫教育その

ものについても、またそれに関連する様々な不安や心配についても、私は丁寧に時間をかけてでも十分な賛成合意を得るための努力をすべきだと思うんです。それは遠回りであってもそれがもし小中一貫教育なりいろんな教育課題を進める上でも遠回りであるような気がするけれども保護者の信頼、子どもたち、先生方の信頼、これを築いていけばその目的に向かって加速的に進めることができる。遠回りだけれども早く物事が進むということはこれは物事の道理だと思うんです。ですから、そういったそもそも論の手順が私は欠けていると、最大の保護者や関係者の理解が確認されていない、特に賛成のための努力がされていないということで私は大変残念だし、今後の推進に当たっても私は強くこういったことを指摘して、解決することを強く求めておきたいと、これが最大の反対の理由であります。

それと、入札執行に関わっては本来こういった指名競争入札における様々な問題点を今逆に個別の質問をしたということになります。ですから、私は前の入札執行について条件つき競争入札ということを提起しました。この条件つきという条件をあえて言ったのは、竹原市の業者の仕事を確保すると、これは最大の条件であります。こういった条件つきもとの一般競争入札、適正な競争入札といえますか、これは今多くの自治体でそういった条件つき、竹原市の業者の仕事を確保するそういった一般競争入札に切りかえていると。そういったことをやっぱり、いろいろ今までやってきたことを変える訳ですからいろいろ批判が起こるのは当然私も承知しておりますけれども、さっき言った教育行政の推進じゃないけれども、そういった関係者に丁寧な説明をしながらそういった疑義のないような公正な条件つき競争入札、これを早期に実施できるように取り組むべきだということと。

あと電子入札の件ですけれども、トラブルがあるから2日間余裕を持っているんだという最終的な説明ではなかったかと思うんですけど、そういった分はあるかもしれないけれども電子入札での今の技術水準から見て、そういった同時入札は何でやるのかと、何でそういうことをやるのかという趣旨が私が紙の入札といえますか、入札書での応札と開札ということをわざわざ申し上げました。そういった趣旨でありますから、そういった趣旨を酌んで頂いてこの電子入札の改善の一助にしてもらうように、この件については提案として私は全体としては反対討論にしたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議長（稲田雅士君） 日程第9，議案第43号竹原市税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（吉田 基君） 議案第43号竹原市税条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、必要な規定の整備を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、まず、地方法人税の創設により、市民税に係る法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられたことに伴い、平成26年10月1日以後の法人税割の税率を14.7%から12.1%へ引き下げる措置を講ずるものであります。

次に、平成27年度以後の原動機付自転車、二輪自動車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の税率につきましては、現行の約1.5倍に引き上げ、平成27年4月1日以降の新車新規取得分の三輪及び四輪の軽自動車に自家乗用車に係る軽自動車税の税率につきましては、現行の1.5倍に引き上げ、その他の区分の車両にあっては現行の約1.25倍に引き上げる措置を講じるものであります。また、平成28年度以後の年度分の軽自動車税の税率の特例として、初めて車両番号の指定を受けてから13年を経過した三輪以上の軽自動車につきましては、重課の規定を設けるものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

6番。

6番（山村道信君） それではちょっと何点か承りたいと、こう思います。

さて、私もまだ入って間もない勉強不足なので、そういったところ多々自分の愚かさも

あるんでしょうけども、まず第1点、最初に地方税法の一部が改正されたことに伴いということにくられた趣旨の議案というんですか、これが条例案の改正が進められてくる訳でございます。この地方税法の一部が改正というのは、これに見習わなくちゃいけないということになるのか、あるいはこうしてもいいよということになるのか、そういったところの解釈も含め質問させていただきます。

まず、現行の軽自動車の要するに小型特殊自動車、そういった軽自動車です。これが税率が1.5倍、これに関しては今現在確かに安いということはあるんですが、多くの市民が足としてこの軽自動車を利用しているところでございます。それにおいて、それが1.5倍、そしてまた原動機付自転車、これにおいては1.25倍ということになる訳です。この原動機付自転車も通勤等に使われてる訳です。一つの市民としての道具というふうに考えられる訳です。こういったものがこれだけ大きな比率で上げられるということに対して、いかなげなもんかというふうなことを感じている訳でございます。

さて、恐らく竹原市内にそういった原付あるいは軽自動車、どの程度登録されているかを把握されていると思うんですが、この制度改正によってどれぐらいの税収アップが見込まれるものなんでしょうか、これがまず1件お尋ねしたい。

そしてもう一つ、13年を経過した要するにもう古い車種に関しては重課税、重課の規定を設けると。重課というのがじゃあ一体どれぐらいのものになってくるのか、これあたりも軽自動車を作業車として使ってる市内の業者さん、多々おられます。あえて年式の古い車をよってまだ使えるじゃないかというんで使ってるところも多いんじゃないかと思えます。それに対して重課税を加算するということは非常にきついことになる訳です。その重課税の割合がどの程度なものなのか、そういったところも含め、今の地方税法の改正がすなわち竹原市条例に即応せなきゃいけないものなのかも含め担当部局の回答を求めます。

議長（稲田雅士君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） このたびの改正は、平成26年度の地方税法の改正によるものでございます。軽自動車税の改正、こちらの方ですが、こちら全国どの都市も同じように適用されるというものでございます。

それから、影響額でございますけれども平成27年度でございます。こちらの方は原付、二輪などが上がる、適用を受けることとなりますので約380万円程度の増収になるのではないかと試算をしております。

それから、登録台数でございますが、自家用の軽自動車が大體7, 200。それから、貨物用の自家用車といえますか、そちらの方が2, 500程度であろうかと思ひます。

それから、重課による影響でございますが、そちらの方は手元に13年を越える車が何台あるかというのはちょっと今用意をしておりませんので申し訳ございません。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 1点目のそもそも地方税法の改正について従わなくては行かないのかどうかということで補足をさせていただきます。

まず、議員も御承知のとおり納税は国民の義務ということで、まず憲法の中にそういう納税の義務がありまして、同じく憲法の中に「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」、これがまず原則になりまして、その後地方自治法、こちらについて普通地方公共団体は法律の定めるところにより地方税を賦課徴収することができる。これを受けまして地方税法になりますけれども、地方公共団体は法律の定めるところによって地方税を賦課徴収することができる。また、その地方税の賦課徴収に関する規定の形式ということで、それぞれの市町村の条例によらなければならないという、こういう流れの中で、今回は国の税制改正による地方税法の改正という部分になりまして、この地方税法の中でも地方自治体が自主的な判断で税率等を改正できるもの、例えば先ほど協議がありました国民健康保険税、これは目的税、入湯税もそうですけれども、こういう一部の目的税については自主的に地方自治体が税率等を定めることができる、そういうもの。また、不均一課税というものがある。入湯税で申しますと1日と日帰りでは違ふとかです。そういったものとか減免、督促手数料の徴収、こういったものは地方自治体が自主的に定めることができる。それ以外のものについては考え方として国民の租税負担の全体としての合理性及び地方団体間における均衡を図る観点から自治体が任意の規定を設けることができないといった税があるという中での今回は国の税制改正ということで御理解を頂きたい。

議長（稲田雅士君） 6番。

6番（山村道信君） ありがとうございます。

しかしながら、これを竹原市条例に制定するにはやはり議会の議決が必要だということでこの場に議案として提出されているというふうに捉えればいい訳ですね。何かすごく無意味な、もうこういうふうに地方税が変わったんだからしょうがないじゃないかというふうなことにもとれる訳なんです、もうこれは逆に言えばここで例えば反対としてもどう

しようもないものになる訳ですよ、そういうふうにとってよろしいのでしょうか。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） まず、否決をされるということになりますと我々としましてはまた新たに、例えば次回の議会、そういう条例に対する議決を頂くということは継続審議といったような想定もできる訳でございますので、ただ地方税法そのものについては全国的に先ほど申しました国の税制改正によるということでございますので、地方税法が改正をされても市税の条例が改正をされないということになると竹原市だけが全国的には先ほど言いましたように合理性のない市条例をそのまま抱えてしまうということで、違法かどうかちょっと私今手元の資料でお答えできませんけれども、そういう税の理念に違背するというようなことになろうと思います。

議長（稲田雅士君） 6番。

6番（山村道信君） ありがとうございます。

何か難しいところで、ちょっとレベルが違う段階での話かなというふうに自分今思っております。重課の規定、これがまだ明確化されていないということでございますので、私としてはそういったところも一つのものを示してこうなるんだよと、もう国がこういうふうに決めたから従わざるを得んのだよというふうなことは報告して頂きたいと思っております。

以上、質問を終わります。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） ちょっと今のと関連になりますけど、今の部長の説明は最初の分は憲法の規定、法律の規定、地方自治法の最も大切な市条例の規定、この3つが一体的になっているという、この説明まではわかりますよ。しかし、後はここで否決されたら税の理念に違背しますよとかということとはちょっと私は問題があるんじゃないかと思うんです。そりゃそうでしょ。団体自治、地方自治の最も大切なところに対して、反対したら税の理念に違背するようなことになりますよということ自体は私は訂正してもらいたいと。

それから、質問に入りますけれども、私は具体的に今影響額ということを知った訳ですから、法人税の引き下げと、後は関連があると思うんですけれども、軽自動車税等々の増税といいますか、負担が増えるということも具体的な影響額について2点目として聞いておきたいと。

議長（稲田雅士君） 税務課長。

税務課長（向井聡司君） 法人税割の引き下げに伴う影響額でございます。

こちらは平成26年10月1日以降に開始する事業年度に適用されるものでありますけれども、平成26年度中の影響は竹原市にはないというふうに見込んでおります。

それから、27年度の法人税割の影響額は試算でございますが2,000万円程度になろうかと思われまます。

それから、法人税割の適用、税割がかかっている会社の数でございますが、238社が平成25年度では法人税割がかかっているということでございます。

それから、軽自動車税の引き上げによる影響額は先ほど申し上げましたように、27年度では約380万円程度になろうかと思込んでおります。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 先ほどの私の発言ということでございますけれども、まずそれぞれの法律また条例、これの議決については大変重いものという中で、私が申し上げたのはこういういろんな税の租税の理念としてこういう法のたてりがあるという中で、例えば市議会において最終的な市条例を否決するということについては旧条例でそのまま課税が一時的になされるというような中の部分においては、全般的なそういう租税の理念には違背するという意味で申し上げたもので、実際には今提案をしております税条例の一部改正の内容を十分御理解を頂いて、議決を頂くというのは当然のことだろうと思いますので、その一般論としてそういう租税の租税主義といえますか、そういう中での考え方がある中でその部分を申し上げているということで御理解を頂きたいと思います。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） さっき言った地方自治の一番、団体意思をどうするかということに関わってそこはあらゆることの私見を挟んじゃいかんよ、あなた。賛成だろうが反対だろうがそういったあらゆる私見を挟んじゃいけん。私はそのことを指摘しておくし、市長、事務方の副市長、例えば否決された場合どうなるかという個人的な思いを持つとったとしても公の場で今議論されてる中で否決された場合どうなるか、税の理念に違背しますよという私見はこういったとこで言うべきことじゃないじゃないかと、取り消すべきじゃないかというのは私は事務執行責任者の副市長に再度確認しておきたいと。そりゃ団体自治に関わることだから、当たり前なことじゃないですか。

ということで、1つ目の再質問と、それと今個別の税の負担の問題があつて、特に自動車税とバイクとかそういったとこの380万円の負担が次から出てくるということについ

て、これはさっき言った国に関わることなんですけれども是非聞いておきたいのは、私はある市内のモーター社の方と話す機会がありまして、例えば消費税が4月から増税されたら、3%、これは国の法律ですからそうなる、それで深刻だなと思うたんは車の買いが確かに駆け込み需要もあったんでしょけれども、3月までの車は売買の動きがあった。しかし、4月から6月まで、私は6月にちょっと話を聞きに行ったんですけれども、消費税が上がってから、6月に行った時には車の動きはもうないよというようなある小さい市内の一業者でしたけれども。やっぱりそういうことがあって、消費税が導入された影響で3月末までは確かに駆け込みも含めてあったんでしょけれども、3%という我々考えると金額が大きいほどそれだけ影響が大きい訳ですから、どっちみち買う予定があるなら増税前に買っておこうということの意識も働くんでしょけれども、それにしてもそういう一つの消費税増税の影響が4月以降はたっと売買、今6月中旬なんだけれどもないよという面ではそういった消費税そのものの影響というのは一つの例ですけれども、市内の業者の方は大変だなというのは私は一つの例として実感として紹介したいし、是非そういうこと、今の市内の業者が全部の人が業者そうだとはいえませんが、いろんな私の情報の中での一つの声としてああやっぱりそういった市内のあるモーターズの方も消費税の影響がそれだけ出ているんだなということを紹介したいし、それについてそれと同時に今回の国の法律ですよ。それに関わって、例えば軽自動車に関わってはバイクに関わっては380万円ぐらいの影響が出るだろうという今課長の説明でした。ですから、私はいくつかの面では国の法律であるけれども消費税でそれだけ影響が出る、今回は国の地方税法に関わる増税で380万円ぐらいの具体的な増税が出る。こういった現状について市長として市民の暮らしや今、一業者の経営かもしれないけれども経営の部分をどのように考えますかということだけをちょっと聞いておきたい。

議長（稲田雅士君） 答弁願います。

税務課長。

税務課長（向井聡司君） この度の軽自動車税の改正でございますが、こちらの改正は地方税であります自動車取得税が消費税のアップに伴いまして、10%の段階で廃止されるということの代替えといたしまして自治体の財源を補うための法律でございます。

軽自動車税でございますが、自動車の所有者に対して課税される財産税の一種でございます。道路を使用することに対しまして、その維持経費や管理費などを負担して頂く性格も持ち合わせているものと思います。こういった観点から大変大切な地方の財源であると

ということですので、対象者への特別な手当てというようなこともなかなかできないものと考えております。

以上でございます。

議長（稲田雅士君） 総務部長。

総務部長（中川隆二君） 先ほど税務課長が御答弁しましたように、今回の税制改正については地方税の再配分という趣旨も含まれておるものでございます。

それから、議員から御指摘のありました私の発言についてでございますが、改めて申し上げます。

租税法律主義ということで先ほどその理念ということで申し上げました。その根幹には憲法第84条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする」、この憲法解釈には国民の不利益になること、遡及をすることも含めてそういったことを禁止する趣旨を包含するものという解釈が妥当ということが一般的と言われております。そういう中で、先ほど我々地方自治体が自主的に判断することができる税率またはできない税目等を議員の御質問がありましたので御説明をいたしました。その中で、じゃあもう否決をしてもしょうがないじゃないかというような御質問があったことで、そういう理念の部分には違背するのではないかということをおっしゃったということで御理解を頂きたい。

議長（稲田雅士君） 13番。

13番（松本 進君） 副市長にちょっと確認だけしておきたいのは、今この場で審議しとる中で個別の件を上げること自体が私は問題じゃないかと、地方の団体自治の意思決定する場の中で発言すること自体が問題じゃないかということをおっしゃる訳です。税の説明の分は、さっきいろいろ説明する分の中では仕組み上そういうふうになってるといのはわかるんだけど、個別の意見を言うこと自体は今せつかくここで審議してるのに結論としては賛成、反対があつて当然なんです。当然そういうことが起こってもそういう仕組みですから。団体意思を決定するとこの大事なところで、それを左右しかねないような発言ということは私は問題があるということについて、改めて副市長の見解を求めておきたい。

議長（稲田雅士君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） ただいまの総務部長の御答弁につきましては、先ほど来申し上げましているように我が国の憲法の第84条に定めておりますところの新たに租税を課し又

は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とするといった理念についてお答えをさせていただきましたので、その旨御了解頂きたいと思います。

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

13番。

13番（松本 進君） 私はこの議案に反対をしたいと思います。

国の関連する法律であったとしても、私は先ほど市内の業者の声を一例を挙げて説明しました。それと同時に具体的にこの地方税法に関わるバイクとかいろんな増税が380万円あるということで私は今の暮らしにかえって追い打ちをかけるという面では、この団体意思を決定する中で明確に国であろうとも反対すべきだと、暮らしに消費税に関わってまたこれを増税するような負担をすべきじゃないということの理由をもって反対したいと思いますし、後もう一言言わせてもらえれば今の団体意思を決めるとこの大事なときに市の幹部が私見を挟むべきじゃないと、くどいようだけれども再度指摘しておきたいと思いません。

議長（稲田雅士君） 9番。

9番（宮原忠行君） 税に関しては非常に難しい考えがありますがけれども、基本的に国と地方における財源配分をどうするかという形の中で、基本的には出てきたこの条例改正案だと私は考える訳です。

それで、6番議員の方からありましたけれども、基本的に国の法律にも段階構造と申しますか、ある意味でいえば、わかりやすく言えば地方税法が命じたことを竹原市税条例において改正が実現されなかったとするならば、竹原市において必要とされる市民に行政サービスを必要とされる財源の確保を怠ったと、こういうことになる訳です。そうしますと、これは単なる税の問題ではなくて、先ほども申しましたように国と地方の財源の配分をどうするかということでもありますから、措置必要な努力を怠ったということになれば、地方交付税の算定等にも恐らくは影響をしてくることになるだろうと思う訳です。そしてそのことがまた国民健康保険税における現年度分の93%の徴収確保義務と一緒にありますよ。これをしてなかったら24年度でいえば2,500万円ペナルティを頂いた訳です。今回の場合で、例えばそれをもし仮に我々が否決したとして、竹原市がしなければならぬ財源の確保努力を怠ったという訳ですから当然そのペナルティとして地方交付税の減額の措置等が私は来ると、こういうふうになると思う訳です。残念ながら、そうした国と地方の財政運

営をどうするかという形の中で出てくる地方税法の改正については、まさに国法である国会で議決した法律を幾ら竹原市における団体自治とか地方自治があるとはいえ、理念的にですよ、あるとはいっても基本的にそれを我々は受け入れざるを得ない。そして同時に、じゃあわざわざ、国で決めたんじゃけえ竹原市議会そこまで審議して時間かけてやらなくてもいいんじゃないかという議論も出てくるかも知れませんが、基本的にそれをもし肯定するとするならばまさに議員による竹原市議会の自らの否定ということになる訳です。ですから、我々は残念ながら時としてその厳しい決断なり判断でもって市民の皆さん方の、あるいは納税者の皆さん方の御批判にも甘んじて受けるというのが我々の立場であります。余り長くなってもいけませんので、基本的に国会で決めた国法たる地方税法の改正の趣旨を受け入れて、私は賛成の討論とさせて頂きたいと思えます。

以上です。

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（稲田雅士君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（稲田雅士君） 日程第10、議案第44号竹原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第44号竹原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例案について、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、退職消防団員に支給する退職報償金の支給額を改正するものであります。

本市におきましては、消防団員が多年その職にあつて退職した場合、その労苦に報いるため、条例で定めるところにより退職報償金を支給していますが、支給基準につきまして

は、その支給を的確に実施するため、消防団員等公務災害補償等共済基金に加入し、この共済基金が市町村に支払う退職報償金の支給基準に準じて条例で定めているところであり
ます。

改正の内容につきましては、ほぼ全区分にわたり、5万円の引き上げを行うものであり
ます。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし
た。

日程第11

議長（稲田雅士君） 日程第11、議案第45号平成26年度竹原市一般会計補正予算
（第1号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（吉田 基君） 議案第45号平成26年度竹原市一般会計補正予算（第1号）につ
いて、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費においては、住民協働支援事業に要する経費として、
宝くじコミュニティ助成金を活用した自治サポート助成金250万円を追加計上しており
ます。

民生費においては、その他の福祉に要する経費として、市内の小規模福祉施設の設備整備に対する助成として地域介護・福祉空間整備補助金2,796万5,000円を追加計上しております。

商工費においては、企業誘致事業に要する経費として、企業ニーズ調査委託料500万円を追加計上しております。

土木費においては、道路維持補修に要する経費として、県道維持管理業務委託料312万円、河川維持補修に要する経費として、河川維持補修工事費60万円、合わせて372万円を追加計上しております。

教育費においては、文化財保存事業に要する経費として、宝くじコミュニティ助成金を活用した町並み景観再現事業補助金250万円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として、国庫支出金2,796万5,000円、県支出金372万円、諸収入500万円を追加計上するとともに、一般財源として財政調整基金繰入金500万円を追加計上することにより、その収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ4,168万5,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ130億1,390万6,000円となるものであります。

何とぞ、慎重に御審議頂いた上、適切な御決定をお願いいたします。

議長（稲田雅士君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2

議長（稲田雅士君） 日程第 1 2，議選第 1 号竹原市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） お諮りいたします。

本案は議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、議長により指名することに決しました。

竹原市農業委員会委員に片山和昭君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました片山和昭君を竹原市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、片山和昭君を竹原市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

日程第 1 3

議長（稲田雅士君） 日程第 1 3，発議第 2 6－3 号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（稲田雅士君） 本案は議長を除く議員全員の発議であります。よって、議案の説明，質疑，討論を省略し採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、議案の説明，質疑，討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（稲田雅士君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、平成26年第2回竹原市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年9月10日

竹原市議会議長

稲田 雅士

竹原市議会副議長

道法 知江

竹原市議会議員

脇本 茂紀

竹原市議会議員

井上 美津子